

時局

時局

第24卷第4號 昭和13年4月

時局對策技術大講演會

時局多端、邦家の使命感、重大なるの秋、現實に則せる國策の樹立と遂行とを期し、此處に時局對策技術大講演會を開催して、我國技術界の第一線に立つ諷刺たる技術者を動員し、現下緊要なる時事問題に就きその抱壊する對策を吐露せしめんとする意圖の下に開催せる技術大講演會は立錐の餘地なき盛會裡に下記の如き演題を以つて華々しく開催された。尙この大會は工政會、日本技術協會、7省(内大農商遞鉄厚)技術者協議會の主催になるものである。

大會プログラム

1. 期日 2月15日(火)午後6時—10時
1. 會場 仁壽講堂(麹町區内幸町1ノ1仁壽ビル5階)

1. 閉會の辭

遞信省工務局遞信技師 本多靜雄

1. 講演

文官任用令改正問題に就て

衆議院議員 小池四郎

大陸政策と技術

農林省畜産局長 岸良一

支那事変と技術者の覺悟

内務省土木局内務技師 工学博士 宮本武之輔

官吏制度の再検討

遞信省工務局機械課長 白井武
技術者の自粧と團結内務省土木局内務技師 金子源一郎
時局所感鉄道省調査部技師 山下清吉
所感

農業局收納部第二技術課長 黒野勘六

1. 閉會の辭

營繕管財局第三技術課長 伊部貞吉

尙この講演會に關聯して、日本技術協會は次の如き文官制度改革に關する意見書を作製し、總理大臣、同秘書官、各省參與官、法制局長官、同參事官へ建議した。その主旨は次の如くである。

意見書

文官制度の改革に當りては、文官任用に關する現行法

規、制度、内規等を根本的に改変して、専門家重用の原則を確立し、部局の長官には夫々専門家を以て是に充てて行政機構の各部門に於ける業務の適切なる運行並に能率増進を図るを刻下の急務と認む。

説明

1. 文官高等試験令を改正し、技術官に對しても夫々の専門に応じ國家試験を行ふこと
2. 文官任用令を改正し、原則として技術官の證衡任用を廢し前項國家試験に依る資格任用とすること
3. 各省官制を改正し、各専門家をして計量監督乃至施行に當らしむることとし局部課長には必ず夫々の専門家を配すること
4. 文官試験委員、文官分限委員、文官證衡委員、文官懲戒委員等には高等、普通兩委員とも適當數の技術官を加ふること
5. 諸規定、内規等に依る技術官に對する一切の差別的待遇を撤廃すること

理由

刻下我國の急務は總ての人的乃至物的資源を動員して國家としての最高機能、最高能力を發揮するに在り。文官制度改革の要諦また茲に存するを信じて疑はず。現在行政事務の内容は複雑多岐に分れ、特殊の學識、経験、技能を有する専門家を俟つて始めて円滑適切に運用處理せらるゝもの極めて多し。然るに現行の文官任用制度はこれら専門家の内技術官を過するに補助官を以てし、行政の實權を與へず、これら技術官の計畫、立案が所管行政事務の主体、實質を構成するが如き部局に於てすら、これに必要なる學識、経験、技能を有せざる者を以て長官とす。加ふるにこれらの長官たるや所管行政事務の内容に通曉するに暇なくして頻々として異動更迭す、事務促進、能率増進の要望に逆行する、これより甚しきはあらず。

文官制度の改革は斯の現状を打破して、各方面の専門家にその全機能を發揮せしむることを以てその要旨とせざる可からず。斯くの如き革新こそ、我國現下に於ける喫緊の要務にして、苟くも専門家重用の趣旨に出でざる技術官待遇の如きは、獨り技術官の肩とせざる所なるのみならず、断じて國家のために謀りてこれ患なる所以にあらず。

(編輯部)

東京府施工中の2橋梁

1. 雄功近き清瀬橋 (工事寫真参照)

本橋は東京府北多摩郡清瀬村大字中里地内柳瀬川に架するものにして指定府県道第7号(府県道第21号松井線)に該當し東京市日本橋区より埼玉縣所澤町に至る重要路線の要衝に當る。

在來橋は木橋にして新架橋地點の上流約50mの點にあり、腐朽破損甚しきため、之が架換を行ひ併せて道路の屈曲を改修せんとするものである。

東京府土木部によりて昨12年8月起工銳意工事を急ぎ極めて順調なる工程を以て来る3月末日には竣工を豫定し得るに至つた。

尙前後道路の改修について埼玉縣側に於ても同時施工3月末日には之が竣工を見る豫定にして本橋の効用をして全たからしむることとなつてゐる。

尙本橋工事計画概要を記せば次の如くである。

型式： ゲルバー式鉄筋コンクリート桁橋

支間： 中央径間 12.00 m 1 径間

側径間 9.00 m 2 径間

橋長： 30.90 m

橋幅員： 6.00 m

勾配： 側桁 1/60 直線勾配

吊桁 1/120 抛物線勾配

下部構造：—

橋臺工： 鉄筋コンクリート扶壁式 2 基 井筒基礎

橋脚工： ラーメン式 2 基

上部構造：—

橋体工： 側桁 11.40 m 2 連、吊桁 7.20 m 1 連

床版工： 鉄筋コンクリート床版

舗装工： コンクリート

親柱高欄工： 親柱 花崗石、高欄 鉄筋コンクリート洗出仕上

附帶工事： 取付道路工事

總工費： 19 085.00 円

2. 工事中の雨間新架橋 (工事寫真参照)

本橋は東京府西多摩郡東秋留村地内に於て府県道第292号(北裏秋留市場)横瀬川に架するものである。本架橋位置は從来「雨間の渡」として知られ兩岸の連絡は渡船を以て行はれてゐたのであるが近年交通の増加に伴ひ之が応急處置として村費を以て棧橋を築造したのであるが、出水期となるや忽ち流失し交通を杜絶せしめ、永久橋築設の急務なるを痛感せしめた。

東京府土木部によりて去る昭和11年11月起工、

12年9月には之が竣工を見る豫定であつたが、井筒基礎工事に豫想外の支障を來し(高低差著しき不規則なる硬質地盤なるに加へて水止不能である)加ふるに昨12年8月の出水による水害のための手戻り等あつて工期を本年3月24日まで延長したのであるが、未だ竣工を見るに至らず更に3~4ヶ月を要する見込である。尙現在工程は両岸橋臺完成、右岸2径間完成、井筒3基未完了と云ふ程度である。

工事計畫の概要を記せば次の如くである。

型式： 開腔鉄筋コンクリート拱

支間： 25.00 m 4 径間、24.85 m 2 径間

橋長： 149.70 m

橋幅員： 5.50 m

橋面積： 8 624.95 m²

勾配： 縦勾配 1/60 抛物線勾配

横勾配 1/55 抛物線勾配

下部構造：—

橋臺工： 鉄筋コンクリート扶壁式 2 基 (鉄筋量
6 358.4 kg) 杭打基礎

橋脚工： 鉄筋コンクリート填充式 5 基 (鉄筋量
10 807.0 kg) 楕円形井筒基礎 (鉄筋量
10 854.6 kg, 鉄脊 6 291.5 kg)

上部構造：—

橋体工： 開腔鉄筋コンクリート拱 6 連 (鉄筋量
39 272.0 kg)

床版工及支柱： 鉄筋コンクリート (鉄筋量
34 783.2 kg)

親柱高欄工： 親柱 花崗石、高欄 鉄筋コンクリート洗出仕上

附帶工事： 取付道路工事

總工費： 61 322.13 円

(南保賀)

東京道路研究會記事

1. 飛行場産談會

去る2月25日午後6時より丸ノ内會館に於て大石幹事司會の下に表記座談會を開催、參會者50名に及び頗る盛會、先づ海軍航空本部附梅谷海軍中佐より飛行場に就ての一般的説明を聽取して後座談の形式を以て名須川、關根、山本、堀、大石、勝海、小林、折坂の諸氏等の意見開陳あり、午後9時半盛會裡に散會。

2. 第 115 回 3 月例会

3 月 8 日 (火) 午後 6 時半丸の内帝國鐵道協會にて南保幹事の司會により下記の講演を聽取す。

滑りと照明から見た鉢装

講師 内務技師 小澤久太郎氏

内容は本年和蘭ヘーベに開催さるべき第 8 回國際道路會議議題第 5 部へ日本より提出するものにして極めて興味深きものであつた。講演終つての質疑応答又頗る盛にして 8 時 10 分終了。尚引続き大石内務技師の満支視察談あり 8 時 40 分盛会裡に散會、參會者約 50 名。

(編輯部)

都市計畫關係決定事項（2 月中）

1. 市街地建築物法適用： 奈良縣畝傍町（施行令第 31 條及施行規則第 149 條の 2 の規定）、愛媛縣八幡濱市（同上）、同新居濱市（同上）、沖繩縣名護町（同上）、鹿兒島縣指宿町（同上）。

2. 都市計畫法適用： 新潟縣新井町、宮城縣船岡村、三重縣朝日村。

3. 都市計畫區域決定： 新井（新潟縣新井町の區域）、船岡（宮城縣船岡村の區域）、若柳（宮城縣若柳町及有賀村の一部の區域）、鳴子（宮城縣鳴子町及川渡村の區域）、朝日（三重縣朝日村の區域）、大竹（廣島縣大竹町及小方村の一部の區域）、大曲（秋田縣大曲町、大川西根村及花館村の一部の區域）。

4. 計畫の決定： 街路 鎌倉都市計畫街路（7 線、

延長 23.49 km, 工費概算 3 214 200 円）、須賀川都市計畫街路（3 線、延長 0.56 km, 工費概算 55 000 円）。

區割整理 宮城縣志津川都市計畫土地區割整理（面積 6.82 ha, 整理費 20 000 円）。

地域 平塚都市計畫地域（住居 405 ha, 商業 131 ha, 工業 291 ha, 未指定 25 ha）。

5. 事業の決定： 街路 須賀川都市計畫街路事業（3 線、延長 0.56 km, 事業費 55 000 円、昭和 12, 13 年度、町長執行）、大分都市計畫街路事業（4 線、延長 1.50 km, 事業費 47 543 円、昭和 12~14 年度、市長執行）、徳島都市計畫街路事業（3 線、延長 1.11 km, 事業費 95 651 円、昭和 12~14 年度、市長執行）、盛岡都市計畫街路事業（II, 2.1 號、延長 0.34 km, 事業費 55 629 円、昭和 12, 13 年度、市長執行）。

區割整理 舉母都市計畫土地區割整理區域を都市計畫事業として町に施行命令（面積 221.49 ha, 事業費 157 000 円、昭和 16 年 2 月迄に完了）。

6. 土地區割整理組合の設立： 東京都市計畫區域内寶木塚町（面積 20.68 ha, 整理費 30 477 円）、茨城縣日立都市計畫區域内戸ノ内（面積 0.51 ha, 整理費 350 円）、同水戸都市計畫區域内緑ヶ丘（面積 1.95 ha, 整理費 982 円）、岐阜縣都市計畫區域内加納城南（面積 43.70 ha, 整理費 75 000 円）、岡山縣宇野都市計畫區域内宇野町第 1（面積 2.15 ha, 整理費 14 500 円）、吳都市計畫區域内莊山田（面積 3.0 ha, 整理費 9 665 円）、鹿兒島縣指宿都市計畫區域内指宿町第 4（面積 2 875 ha, 整理費 19 900 円）。

(編輯部)